

平成26年度
第2回 愛知県障害者施策審議会
会議録

平成26年12月22日(月)
愛知県障害者施策審議会

平成26年度第2回愛知県障害者施策審議会会議録

1 日時

平成26年12月22日(月) 午後2時から午後4時まで

2 場所

自治センター12階 E 会議室

3 出席者

井上委員、宇佐美委員、岡田委員、加賀委員、河口委員、川崎委員、小樋委員、園田委員、高橋委員、都築委員、土本委員、土屋委員、徳田委員、長谷委員、野田委員、松隈委員、武藤委員、渡辺委員 (18名)

(事務局)

健康福祉部長 ほか

4 開会

それでは、ただ今から平成26年度第2回愛知県障害者施策審議会を開催させていただきます。開催にあたりまして、伊藤健康福祉部長から御挨拶を申し上げます。

5 健康福祉部長挨拶

皆様、こんにちは。健康福祉部長の伊藤でございます。

皆様におかれましては、本当にお忙しい中審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃から、障害者支援施策の推進に、格別の御支援をいただいております。この場をお借りして、改めて御礼を申し上げたいと思います。

さて、7月に開催いたしました第1回目の審議会においては、第3期の障害福祉計画の進捗状況、それから第4期障害福祉計画の策定について御審議をいただきました。その場では、様々な貴重な御意見をいただきました。

本日の審議会におきましては、第4期愛知県障害福祉計画の素案について御意見をいただいて案をまとめましたので、御審議をいただきたいと思っております。既にこれまで3回開催いたしました障害福祉計画のワーキンググループの御意見あるいは第1回愛知県障害者自立支援協議会の審議等を踏まえまして、皆様の御意見を反映させたつもりでございます。今回の素案につきまして、様々な観点から御審議いただきますようお願い申し上げます。

それから、報告事項といたしましては、2件予定させていただいております。まず1点目は、現在進めております、愛知県障害者コロニーの再編計画の進捗状況について報告をさせていただきます。2点目として、今年度4月1日から取組を始めました「既存の戸建て住宅を障害者グループホームとして活用する場合の取扱要綱」、これを活用して色々と実績も上がっておりますので、このグループホームの関係について御報告をさせていただきます。

委員の皆様方におかれましては、忌憚のない御意見を賜りまして、実りある会議になりますようお願いを申し上げます。

それから、私事で恐縮でございますが、この後、私が直接対応をしなければならない公務が入りまして、挨拶の後、退席させていただきますが、御了解いただきたいと存じます。なお、審議会につきましては次長以下でしっかりと対応をさせていただくつもりでございますので、よろしくお願いいたします。

事務局

今、挨拶もありましたとおり、伊藤健康福祉部長におきましては、ここで退席させていただきます。

伊藤健康福祉部長

よろしくお願いいたします。

6 定足数確認

それでは、議事に入る前に、事務局より若干の御連絡を申し上げます。まず、定足数の確認でございます。本日は委員数20名のうち、過半数以上の18名が出席されておりますので、愛知県障害者施策審議会条例第4条の規定により当審議会は有効に成立しております。

7 傍聴及びホームページへの掲載についての報告

続きまして、傍聴及びホームページへの掲載による報告をさせていただきます。

この会議は、愛知県障害者施策審議会運営要領及び本審議会の傍聴に関する要領により、公開としております。

12月8日(木)から県のホームページで審議会の開催のお知らせをしておりますが、本日の傍聴はございません。

8 資料確認

次に、事前に皆様にお配りしております、本日の資料の確認をさせていただきます。

まず、A4版の資料は会議の次第、出席者名簿、配席図でございます。続いてA3版の資料1-1、A4版の資料で資料1-2、第4期愛知県障害福祉計画の素案である1-3、A3版の資料で、資料1-4、資料1-5、A4版の参考資料が1から7まで、そしてA3版の報告資料1、A4版の報告資料2となっております。なお、参考資料1と報告資料1につきましては、訂正がございましたので、机上に配布したものと差し換えをお願いいたします。

また、小樋委員に事前に照会させていただいた、質問票も配布させていただいております。今後の計画の策定に参考とさせていただきます。

なお、本会議では、手話通訳者の方に御協力をいただきながら進行していきますので、各委員におかれましては、御発言にあたりまして、マイクを御利用いただき、ゆっくりと大きな声でご発言くださいますよう、お願いします。

それでは、この後の会議の進行につきましては、高橋会長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

高橋会長

会長の高橋でございます。本日はお忙しい中、愛知県障害者施策審議会に出席いただきましてありがとうございます。

さて、本日は今年度第2回目の審議会であり、内容は皆様のお手元にある、平成26年度第2回愛知県障害者施策審議会次第にありますように、議題が1件と報告事項が2件であります。

議題は先程、健康福祉部長からお話がありましたように、第4期愛知県障害福祉計画の素案についてです。第4期愛知県障害福祉計画の素案につきましては、これまで3回行われました第4期愛知県障害福祉計画策定ワーキンググループにおいても審議を進めてまいりました。この審議会の後、年が明けてからパブリックコメントを行って、県民の皆様から御意見をお伺いすると聞いております。

また、報告事項は、現在進んでおります愛知県コロニー再編計画の進捗状況についてと、「既存の戸建て住宅を障害者グループホームとして活用する場合の取扱要綱」を活用した最初のグループホーム設置についてとなっております。

皆様方の御協力をいただいでスムーズに会議を進めてまいりたいと存じます。委員の皆様方には言葉や内容についてお分かりになりにくいことがあれば、手を挙げるなどしていただき、是非御質問していただきたいと存じます。そして御遠慮無く、それぞれお考えを言っていただきまして、審議が充実したものとなりますよう、お願いを申し上げて、御挨拶とさせていただきます。

それでは最初に、運営要領の第2条第3項によりまして、会長が議事録の署名者を2名指名することとなっておりますので、私の方から指名をさせていただきたいと存じます。今回は、徳田委員と岡田委員をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

では、議題に沿って議事を進めてまいります。本日の会議の終了時刻は会場の都合によりまして、16時を予定しておりますので、御協力の程、よろしくお願いいたします。

なお、これからの議事につきましては、それぞれ御着席いただき、進めてまいりたいと思います。また、目の御不自由な方もおいでですので、皆様御発言されるときには、最初に各自、御名前を言っていただきますように、よろしくお願いいたします。

それでは、まず議題1、第4期愛知県障害福祉計画の素案について、これまでいただいた意見に対する方向性について事務局から御説明をよろしくお願いいたします。

障害福祉課 加藤(雅)主幹

私からは、これまでいただいた意見に対しての方向性につきまして御説明をさせていただきます。

まず、参考資料1をご覧ください。これまでの審議会でご説明してまいりました、計画の経緯等をまとめたものでございます。一番下の3番、スケジュールでございますけれども、5月に国の基本指針の改正告示がございました。これを踏まえまして、これまで7月に第1回ワーキンググループ、第1回愛知県障害者施策審議会でご審議をいただきました。その後9月でございますが、第2回のワーキンググループがございまして、その際は活動指標でございます、サービス見込量につきましては、市町村の数字がまだ無い状態でございますので、無い状態での素案をお示しさせていただきました。更に12月に開催いたしました、第1回愛知県障害者自立支援協議会においても、御審議をいただいたところでございます。その後、施策審議会の委員の皆様方には、文書で御照会をさせていただき、御意見をいただいております。

今回は、各市町村の現状における活動指標でありますサービス見込量、これを照会した上で、取りまと

めましたので、それを踏まえて素案を修正しております。サービス見込量につきましては、現時点での各市町村の案でございまして、今後、市町村が取組みを進めていく中で、変更されてまいりますので、年明けに再度、市町村の数字を確認してまいります。

それでは、これまでにいただいた意見に基づきまして、計画に反映・修正等をさせていただきました、主な点について御説明を申し上げます。

参考資料の2をご覧くださいと思います。委員の皆様方からいただきました、御意見の概要でございます。右下にページ番号、表の左端の欄には資料1-3でございまして素案の該当ページが記載されております。主な点につきまして、御説明をさせていただきます。

まず、1ページですが、一番上をご覧ください。障害のある人に関する条約・権利条約第19条について基本理念に入れては、という御意見をいただいております。このことにつきましては、第3章の計画の基本理念の中に、「他のものと平等と選択の機会を以て」という条約の理念を記載いたします。

その下でございますが、地域生活移行や一般就労移行に精神科病院入院者とか、精神科病院の記載を、という御意見をいただきました。このことにつきましては、第4章の成果目標の記載におきまして、入院中の精神障害者の地域生活への移行と地域生活支援拠点等の整備、という2点の記載を追加いたします。

次に、2ページの上から2つ目をご覧ください。公営住宅の整備、活用につきまして、御意見をいただいております。このことにつきましては、今後各部局が市町村と連携を取ってまいりたいと考えております。まずは、グループホームの整備促進に取り組んでまいります。

一枚御めくりいただいて、3ページの上から3つ目をご覧ください。医療型障害児入所施設の整備目標については、地域生活移行の基本理念と矛盾するのではないかと、という御意見をいただいております。このことにつきましては、重症心身障害者の支援という記載の中で、今後整備病棟の施設において、地域の拠点施設として、短期入所や日中支援サービスを行い、在宅支援の充実を図ってまいります。

一枚御めくりいただきまして、4ページをご覧ください。上から2つ目でございます。精神障害のある方の就職面接における病気のオープンクローズの問題について御意見をいただいております。このことにつきましては、地域における理解の促進という記載の中にありますように、「こころの健康フェスティバル」を開催するなどして、精神障害のある人への正しい理解が広まるよう、努めてまいります。また、労働関係機関の就労支援策の活用という記載の中にあるように、健康福祉部と産業労働部や、国機関である愛知労働局との連携を強化して、障害のある人やその家族に対し、適切な情報提供に努めてまいります。

一枚御めくりいただきまして、5ページをご覧ください。上から3つ目でございます。地域生活支援拠点における短期入所、いわゆるショートステイについて御意見をいただきました。このことにつきましては、ショートステイは地域での暮らしの安心感のためにも大切な機能であると考えておりますので、各自治体や各圏域での取組みにおきまして、働きかけてまいります。

その下をご覧ください。地域生活支援拠点について、精神障害のある方が地域生活を始めた後、再発して緊急介入が必要な場合、対応してくれるのかどうか、という御意見をいただいております。このことにつきましては、地域生活支援拠点には、緊急時の受け入れ体制の確保を行う機能も求められておりますので、地域でそうした体制・整備が進められるよう、働きかけてまいります。

二枚御めくりいただいて、7ページをご覧ください。上から3つ目でございます。コロニー春日台学園につきまして、御意見をいただいております。このことにつきましては、愛知県心身障害者コロニーの再編整

備のところ、春日台学園はコロニー再編整備に伴い、障害者の短期入所支援を中心に行う施設に再編いたします。

その下をご覧ください。療育医療総合センターを中心として、重心医療ネットワーク、発達障害医療ネットワークの構築について御意見をいただきました。全県的な保健医療システムの整備につきましては、心身障害者コロニーの再編整備についての記載の中で、重心医療ネットワーク、発達障害医療ネットワークの構築を進めてまいります。

一枚御めくりいただきまして、8ページをご覧ください。一番上でございます。コロニー中央病院は障害者の拠点施設として、入院・手術など安心して治療を受けることができるよう、また発達障害のネットワークを精神科以外にも広げ、県内どこでも安心して医療を受けることができるように、という御意見をいただいております。このことにつきましては、心身障害者コロニーの再編整備の記載の中で、コロニー再編後の療育医療総合センターの障害のある人たちを総合的に支援する、医療及び療育の拠点施設に整備し、発達障害医療ネットワークの構築を進めてまいります。

一枚御めくりいただきまして、9ページをご覧ください。難病についての御意見をいただいております。このことにつきましては、障害福祉サービスの利用について周知を進めていくことが大切でございます。また、愛知県難病団体連合会とも意見交換をするなど、今後も健康対策課などと連携して取り組んでまいりたいと考えております。

三枚御めくりいただきまして、12ページをご覧ください。上から3つ目でございます。ヘルパーの不足・確保についての御意見をいただいております。このことにつきましては、福祉の場で働く人材についてという記載がございまして、その中で県が設置する福祉人材センターにおいて福祉人材無料職業紹介事業、福祉の就職総合フェア、講習会の開催など、人材の確保に取り組んでまいります。なお、参考資料4としまして、現在県が取り組んでおります福祉人材確保対策を添付させていただきましたので、後ほどご覧いただければと思います。

資料戻りまして、一枚御捲りいただきまして、13ページをご覧ください。上から3つ目でございます。盲聾者通訳、介助員派遣事業など、意思疎通支援事業の周知の必要性についての御意見をいただいております。このことにつきましては、第8章の県の生活支援事業の実施に関する事項におきまして、県における実施と市町村への働きかけ、周知について進めてまいります。なお、こちらにつきましても参考資料7としまして、11月20日に開催しました市町村障害保健福祉主管課長会議におきまして、愛知県の方から各市町村の方に、目と耳の両方に障害がある方への支援方法の周知を行った際の資料を添付させていただきます。

二枚御めくりいただきまして、15ページをご覧ください。上から2つ目でございます。アウトリーチの設置数につきまして御意見をいただいております。このことにつきましては、第3回目のワーキンググループでも御意見をいただいております。アウトリーチ訪問支援事業のアウトリーチの設置数につきましては、1でありましたところ、2に修正をさせていただきます。また精神に関しましては、参考資料3としまして、愛知県地方精神保健福祉審議会の資料を付けさせていただきますので、後ほどご覧いただければと思います。

なお、委員の方から御質問をいただきました、出張時における同行援護の利用についての考え方につきましては参考資料5、障害者就業・生活支援センターにおける視覚障害・聴覚障害がある方の登録者数や就職件数につきましては、参考資料6として添付をさせていただきます。説明は以上でございます。

ます。よろしくお願いいたします。

高橋会長

ありがとうございました。

只今説明がありました、これまでいただいた御意見に対しての方向性のことについて、御意見や御質問等があればよろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

井上委員

「こころの健康フェスティバル」ですが、精神障害者の社会啓発といいますか、すごく重要な意味を含められているフェスティバルですが、実際は年に一回開かれる、半日か一日程度のもので、当事者が主に参加されるものですが、社会に向けての啓発運動ということでは、意味合いの割には、少し実施されている内容が不和と言いますか、弱いのではないかと感じております。もう少しインパクトのあるような、意味合いに対して実効性と言いますか、より有効なイベントを望んでおります。以上です。

高橋会長

何ページのどの御質問に対する御意見でしょうか。

井上委員

参考資料2の愛知県障害福祉計画に対する県概要の4ページの2つ目です。精神障害者が就職の面接において病気を伝えるか否かのオープンクローズの問題があるというところに対してです。

障害福祉課 渡辺室長補佐

この項目につきましては、さきに井上委員から出されました、精神障害者が就職の面接において病気を伝えるか否かのオープンクローズの問題があるという、御質問の答えの中の始めのところで、「こころの健康フェスティバル」を開催するなど、今後も正しい理解が広まるよう努めてまいりますと回答させていただいたものでございます。

井上委員が言われますように、「こころの健康フェスティバル」自身は、年一回ということで開催しております。今年度も今月開催したところでございます。年一回、一日で終わってしまうのですが、準備につきましてはかなりの長い期間、当事者や地域の支援機関、総合支援法上の事業者、市町村等と連携して、分担して話し合っていて進めております。少しインパクトが弱いということではありますが、来年度につきましても、予算の方が確保できれば引き続き開催したいと思っておりますので、来年度開催するにあたっては、井上委員の御意見もいただきながら、しっかり取り組んでいきまして、精神障害者の普及啓発に努めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

井上委員

僕は瀬戸市在住なのですが、地域の健康フェスティバルで実行委員には入っていなかったのですが、出席しまして、内情は分かるのですが、実際に保健所の職員さんが、すごく忙しい中で病院等の関係機関に声を掛けて開催していますけれども、実際一般の市民の方には全然届いていないと思います。そう

いうところをもう少し考えられて行ってほしいかなと思っております。

高橋会長

それでは、御意見を生かして、ぜひ準備の方よろしくお願い致します。

障害福祉課 加藤(雅)主幹

精神障害の方に、地域における理解の促進ということにつきましては、素案の方の資料1-3、ページで言うと27ページですが、地域における理解の促進という欄がございます。この中で、「こころの健康フェスティバル」もございますし、さらに障害者アート展といったものの開催も取り組んでまいりまして、全体として理解の促進を進めていきたいと考えております。以上でございます。

高橋会長

よろしいですか。

井上委員

はい、ありがとうございます。

長谷委員

12ページに書かれている、7章ヘルパーの所属部署についてなのですが、確保というところでは、色々な事をさせていただいているため、とてもありがたいことだと思います。ところで、愛知県の方で、ヘルパーに限らないと思うのですが、福祉職についての離職数、また離職の原因等をお調べになったことがあるでしょうか、ということがまず一つ。不足というところでは、賃金のことが、特に男性スタッフに関してはとても大きな問題となっていると思いますので、離職数と離職原因等を調べていただくと、その辺を国に県から上げていただくことができるのではないかなと思うのが一点です。

共通して、障害のある人の権利擁護でもっと詳しくはないかという意見の概要のところ、虐待防止法権利擁護の研修とありますが、障害者の差別解消法の方も揃って出てきますので、福祉職に限らず、権利擁護のことに関しては、生活の中から出てくることが多いと思います。もう少し一般の県民の方々にも、そういったことが広報できるような仕組みが欲しいと思うのですが。以上です。

高橋会長

御質問一件と御意見です。いかがでしょうか。

地域福祉課 吉田課長補佐

地域福祉課の吉田と申します。福祉人材の離職数とその原因を県として調べたかどうかという御質問です。離職数は、県としては調べておりませんが、国の統計調査で把握しているところがございます。

もう一つ、離職の原因につきましても、県が直接調べたことはございません。「愛知労働局」とか、あるいは愛知県が社会福祉協議会をそれに指定しております「福祉人材センター」で、職業斡旋とか、マッチングを行う中で、その時々に応じ、小規模に調べたことはございますが、離職原因を本格的に調査し

たことは今のところございません。

障害福祉課 加藤(雅)主幹

障害福祉課・加藤でございます。先程の差別解消法の関係で、御意見をいただきました。現在国の方で、差別解消法につきましては、パブリックコメント等を進めております。25日までですか、丁度実施されているところでございますけれども、今後、職員向けの対応要領とか、そういったものを作っていくということで聞いております。

差別解消法の一つの中に啓発事業というものもございます。こちらにつきましては、必要な啓発事業を行っていくということで、県の方では皆さんに、地域住民の方に、障害のある人に対する理解を促進する講演会でありますとか、先程申し上げました、アート展やスポーツ大会、そういったものを通じて、いわゆる社会的バリアを取り除いて、障害のある方を社会全体で支えられるような取り組みを推進してまいりたいと思います。

長谷委員

ありがとうございます。原因等を解消していかないと、多分人材というところで、新しい方が入られても辞める方がいるという、“たちごっこ”になっていると思います。県の方でも十分把握されて、何かしら対策を立てていただければいいなと思います。ありがとうございました。

高橋会長

これは県の方で調査は可能なのですか。なかなか人材の確保というものは難しい問題、確保した人材の定着というのも難しい問題なのですが。可能かどうか、回答をお願いします。

地域福祉課 吉田課長補佐

可能かどうかということは、予算等も必要であり、今御返答できませんが、原因というものは、確かに愛知県特有の要素というものもございますが、全国的に福祉人材の確保が難しいという状況は、大体同じような理由であるということは分かっております。

国はこれまでも福祉人材の確保についての基本的な指針を出しております。第1回目の指針、第2回目の指針が出されて、現在、まもなく第3次の福祉人材確保指針が出される予定です。これは、国において、現状と課題を整理し、どのような対策が必要かということを示したものです。

愛知県は、製造業が強く、他県では福祉の分野に入る方が、本県では製造業等の産業分野に吸収されることが多いという特性は確かにございますけれども、基本的な要因、例えば賃金、労働環境などについては、全国的に見ても同じような状況にあるのではないかと、という認識を私どもも持っており、国の指針に示された方向性で今後の対策を考えていきたいと考えております。

高橋会長

よろしいですか。

長谷委員

はい。

土屋委員

公募委員の土屋と申します。よろしくお願いいたします。三点あります。

まず1点目ですが、参考資料2の、一番上の所、13ページの基本的な考え方というところで、意見を述べさせていただきました。本年は、障害者の権利条約を批准した、批准元年でありまして、この計画も、障害者権利条約の基本的な理念と非常に共鳴するところがあると思いましたので、ぜひ条約の文言をここに入れてはどうかという提案をいたしました。

具体的には、「障害のある人が、他の者との平等の選択の機会を以て」ということと、それから「地域社会に完全に包容され」ということを文言に入れてはどうかという提案をしたのですが、前者については、入れていただきまして、ありがとうございます。非常に重要な点かと思えます。後者については、「完全に包容」というところが非常に重要だと思うのですが、こちらについても是非、今後基本的な考えの中に入れていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

2点目が、公営住宅に関して、参考資料の2、2ページ目の真ん中のところですが、グループホームは、これから推進をしていくということですが、単身居住者向けの整備についても今後取り組んでいただけないかと、こちらはぜひお願いしたいという意見です。

それから、3ページ目のグループホームからさらに移行する方への支援については、サテライト事業という制度のPRに努めるというお答えがありましたけれども、こちらのサテライト事業があることのPRしていただくということを計画の見取り図の様なものどこかに盛り込んでいただけないでしょうか、というのが2つ目のグループホームに関する意見です。

それから3つ目ですが、前回いただいたものの中には、まだ数値が具体的に上がっておりませんでしたので、今回初めて申し上げますが、資料の1-3の44ページ目のところですが、下の当たりで、訪問系サービスについての記述がありますけれども、このサービスは、重度の在宅の方々への非常に重要なサービスである認識しております。こちらの訪問系サービスの中に、「居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援からなるサービスであり」とあるのですが、こちらの内訳、それぞれのサービスがどの程度の量を支給しているのか、それからそれぞれどれくらい達成されているのか、というデータをぜひ出していただきたいと思えます。今後こちらのサービス、例えば45ページに重度訪問介護については…。

高橋会長

これは資料1-3に対する御質問ですか。

土屋委員

そうです。

高橋会長

とりあえず今は意見の概要についての御質問や御意見をお伺いしておりますので、後にしていただけ

ないでしょうか。

土屋委員

はい、申し訳ありません。

高橋会長

それでは2点質問が出ておりますけど、よろしく申し上げます。

障害福祉課 加藤(和)主任主査

土屋委員から今いただきました御意見の1点目、最初の資料の13ページに該当するべきところの部分のところにつきまして、「地域社会に完全に包容され」という文言についても権利条約に記載のあることを、記載してはどうかという御意見をいただきました。これはもともと意見をいただいたときに、いただいていた意見でございますけれども、13ページのところまで考えていく中では、「他の者との平等の選択の機会を以て」という言葉につきましては入れ込む内容として、適切な部分がありましたので、入れ込ませていただきまして。「地域社会に完全に包容され」という文言を入れるべきかを考える部分で、少し迷う部分がありましたけれども、今また御意見をいただきましたものですから、どういった形でいくか、少しまた考えさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

サテライト事業についての PR、ということにつきましては、現在素案の段階で、グループホームの推進については記載させていただいておりますけれども、サテライト事業については、文言が記載されていない状況であります。こちらも分析して、宿題として課題とさせていただきたいと思っております。

高橋会長

よろしいですか。

土屋委員

はい、ありがとうございます。よろしく願いいたします。

高橋会長

はい、どうぞ。

岡田委員

参考資料2の11ページのところ7章の方で強度行動障害について、私が要望を出させていただいているのですが、答えのところでは人材の養成を図りますと書いていただいているのですが、前回のこの審議会で、3人の方が今年初めて研修に行かれたということで、それを精査して今後に生かしますという御返事をいただいたのですが、それについて今どのように考えておられることがありましたら教えていただきたい。また、試みかも分からないのですが、前回福祉人材センターの方で、愛知県の委託を受けて、強度行動障害の研修が1日のものが開催されました。それは、私も参加させていただいたのですが、他府県の様子を見ると、2日間ぐらいの研修で、医療についてもきちっと研修が行われていた内容がありますので、

ぜひ愛知県でもこのように、医療についての障害理解についての研修もぜひ含めていただきたい。

先程愛知県コロニーの再編について、養楽福祉会のことが書いてあったのですが、ここだけではなく、知的障害者や、発達障害の施設に入っておられる方の高齢化が進んでおりまして、国の方でも高齢化になった人たちをどのように、施設や地域で暮らしていくのかということも研修が進められております。ぜひ愛知県も高齢になった方々の研修も取り入れていただけるとありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。

高橋会長

はい、よろしく申し上げます。

障害福祉課 立花課長補佐

岡田委員から御質問のありました、国研修に行った3人の活用ということでもあります。初めて今年から国研修の方に、愛知県から3人の方を派遣させていただきまして、基礎研修、それから実践研修2つの研修について3人の方に出発していただいております。愛知県の方では、3人の方にせっき国研修に行っていたものですから、地域で行われる研修とか、あるいは県の方で実施しております、虐待の防止の研修とか権利擁護の研修、虐待防止と強度行動障害者への支援は車の両輪で進めていかななくてはならないと言われておりますので、そういった研修の中で強度行動障害のコマを設けまして、3人の方を講師として活用させていただいております。また、先程少し地域で、ということをお話ししましたけれども、愛知県には専門アドバイザーという制度がございます、専門的な知識を持った方が、地域のニーズに応じて色々なアドバイスをするというものがございまして、今年も実際その3人の方を専門アドバイザーとして、地域における強度行動障害の研修等に講師として派遣をさせていただいております。今後とも引き続きそういった人材の活用に努めていきたいと思っております。

それから、医療についても強度行動障害の研修に入れていただきたいというお話がございました。福祉人材センターの研修の中で、3人のお一人がファシリテーターとして参加していただいたと思うのですが、そういったことも参考に、コロニー中央病院と連携して行う研修については、今後も考えていかなければならないと思います。

それから、高齢化の話でございます。愛知県におきましては、発達障害者支援体制整備推進協議会というものがありまして、高橋会長に会長をお願いしておりますけれども、ここでは関係機関と連携をして、発達障害のある方に対する支援策を整備していこうということで話し合っております。たまたま今年度は就労支援ということで就学期から就労に繋がる、どんな支援が就学期で行われているかということを取り上げております。次に就労という部分に繋がっていく訳なのですが、そのままずっといけば、当然年を取って高齢化という問題が出てきますので、このことも協議会等で今後の課題として捉えていきたいと思っております。

高橋会長

いかがでしょうか。

岡田委員

強度行動障害の研修の中に、医療も含めた、また実際の対応も含めたというもので、2日くらいをとって、着実に地域にそういった方を育てていていただきたいのが私の希望ですので、よろしくお願いいたします。

高橋会長

ありがとうございました。どうぞ。

園田委員

愛知県聴覚障害者協会の園田と申します。参考資料6について御質問したいのですがよろしいでしょうか。

高橋会長

今は参考資料2について御意見・御質問を伺っているのですけれども、よろしいですかね。

園田委員

はい、分かりました。

高橋会長

他によろしいですかね。色々御意見ありがとうございました。それでは次に進めさせていただきたいと思っております。

次に、各市町村からのサービス見込量である活動指標について事務局から御説明よろしく申し上げます。

障害福祉課 加藤(雅)主幹

各市町村からのサービス見込量の積み上げでございます。資料の1-5、A3版の資料をご覧ください。各障害保健福祉圏域別の主なサービス見込量、第4期計画では活動指標とっております。この中で、各サービスの左の端、左の欄が25年度の実績となっております。右の欄が29年度の見込みとなっております。そして各サービスの右側の欄、第4期の活動指標となります、サービス見込量について、主な平成29年度見込みを平成25年度実績と比較しております。それぞれの項目を一番上から4つ目に実績の実績比ということになっており、括弧の中が実績に対する比率となっております。表の左からお話をいたします。まず、訪問系サービスでございます。訪問系サービスにつきましては、計の欄を見ていただきますと全体で40%近い伸び率となっております。

その右側の日中活動系サービスでございます。このうち、日中活動系サービスの一番左の欄、生活介護ですが、これにつきましては西三河の北部圏域で67.8%と大きな伸びを示しております。全体としましては、計の欄を見ていただきますと、20%近い伸び率ということになっております。3つ右に行ってくださいまして、就労移行支援でございますけれども、こちらにつきましては、海部圏域と東三河圏域で倍以上の伸び率が見込まれており、全体としましては、50%近い伸び率となっております。

その右でございますが、就労継続支援 A 型でございます。こちらにつきましては、西三河北部圏域と東三河北部圏域で倍以上の伸び率が見込まれております。全体としましては、計の欄でございますが、60%を超える伸びとなっております。

次に、居住系サービスにまいります。居住系サービスの共同生活援助、グループホームですが、これにつきましては、尾張東部圏域、こちらの方で75.7%と高くなっておりまして、全体としましては、計の欄でございますけれども、50%近い伸び率となっております。

その右でございます。施設入所支援ですが、こちらは計の欄を見ていただきますと、全体で95.5%、約4%の減となっております。これは、地域生活移行の入所者数が、およそ4%削減されることを見込んだものであると思われま。

あと、新たに見込まれます、障害児支援サービス、こちらにつきましては、児童発達支援を始め、各サービスを受けまして、大幅な増が見込まれております。

各市町村からのサービス見込量の積み上げにつきましては、一枚前のページに資料1-4というものがございます。こちらは、障害保健福祉圏域別の成果指標の表であり、表の左から、施設入所者の地域生活への移行につきまして、29年度末現在において、25年度末現在の4%削減するという目標に対しまして、全体でどのくらいの見込みだったかと申しますと、合計で約4.4%の削減見込みとなっております。

また、その右でございますけれども、地域生活移行者数の移行数については、全体で12.4%となっております。

表の真ん中、地域生活支援拠点、これにつきましては各市町村または各障害保健福祉圏域で少なくとも一つは整備という目標がございますけれども、圏域で設置する予定のところは、海部圏域、尾張中部圏域、尾張北部圏域、西三河東南部圏域、西三河南部西圏域、東三河北部圏域の六圏域となっております。全体で29か所が予定されております。

表の右の方は、福祉施設から一般就労への移行ということでございまして、一般就労移行者数を24年度実績の2倍とする目標がございますが、これに対しまして、95.8%、ほぼ2倍ということになっております。就労移行支援事業所の利用者数を25年度末から6割以上増加するという目標に対しましては、51.2%の増となっております。

一番右でございますけれども、就労移行率、3割以上の就労移行支援事業所の割合を全体の5割以上とする目標に対しましては、海部圏域で83%と最も高くなっております。説明は以上でございます。

高橋会長

只今御説明いただきました、各市町村からのサービス見込量である活動指標につきまして、御意見御質問があれば伺いいたしますけれども、いかがでしょうか。

土屋委員

資料の1-5で、サービス毎に分けて平成 25 年の実績を示していただいているのですが、日中活動系サービスや、他のところも細かく出しているのですが、訪問系サービスは一括してデータが出ています。居宅介護、重度訪問介護、同行援護など、それぞれの内訳が分からないと、これからの計画を立てづらいと思いますが、いかがでしょうか。

高橋会長

いかが、というのはどういう御質問でしょうか。

土屋委員

すみません。なぜこれが一括して示されているのでしょうか、という質問です。

高橋会長

はい。お願いします。

障害福祉課 加藤(和)主任主査

この訪問系サービスが一括りになってと言いますか、一つになって時間数で活動指標として組み込まれることになった理由は、厚生労働省の方の区分の仕切りでございます。

訪問系サービスについては一本で活動指標として見込むという基本指針となっております。これは全国どこでも一本という形での時間数の設定となっております。したがって、障害福祉計画に設定する時点において、訪問系サービスにおいては、どの自治体においても、こういう区分でしているということがございますけれども、愛知県におきまして実績を各自治体に求めるときには、なるべく同行援護ですとか、それぞれのサービスの区分に応じて回答していただくような形で把握するように努め、各障害保健福祉圏域毎に取りまとめるときには、そういったことをしております。

しかしながら、一部の自治体においては、一括りでの形でしか数字が出せない、サービス区分毎の実績は答えられないという自治体がありますので、実績についても全部が把握できているというわけではございません。したがって、この障害福祉計画においては、区分上においては、訪問系サービスは、一本で形になっており、このことは国の方の仕切り、基本方針ということです。

高橋会長

いかがでしょうか。

土屋委員

一括で示されている理由については分かりましたが、ぜひ愛知県では、小項目毎の集計データを資料として出していただくことをお願いしたいと思います。日中活動系サービスのデータを見ると、かなり違いがあることが分かりますし、何が求められていて何が不足をしているのかというのは、やはり細かなデータが必要かと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

高橋会長

御意見ですけれども。

障害福祉課 加藤(和)主任主査

今後、実績報告を PDCA サイクルに従いまして活動指標の状況を確認してまいりますときに、どうしても出ることができないという自治体を除きましては、確認をして、出来る範囲で圏域毎の数字を取りまとめつ

つ、進めてまいりたいと思います。

高橋会長

同行援護とか重度障害者等包括支援などは、これから精査していかないとならないようなところであると思ったりしますので、もう少しそれぞれ各サービス別のデータがあった方がいいかもしれません。よろしくお願いします。他にいかがでしょうか。

徳田委員

地域生活支援拠点数の数字が今回資料で出されてきて、国の基準は圏域毎に少なくとも一つ整備するという、これまで説明聞いてまいりまして、家族からしてみると、地域で相談機能やら居住機能やら居場所機能やら、そういったものが面的であれ、ネットワーク的なものであれ、1か所であれ、作られるというのは非常に心強いと思います。今日数字を見まして、かなり市町村単独で6とか4とか出ていますね。これは積み上げたそのままの数字なのか、あるいは出てこないところで、やはり圏域で最低1は、というところできっと止められているのか、この経過を教えてください。私共、愛知県下の精神障害者は、県の福祉サービスや医療サービスがまだまだ不十分であると認識しているので、どこで、どの地域とかどの市町でこれが出ているのかという具体的なものを把握しておきたいのです。これはどこの課で、具体的なものを教えていただけるのか。3年間の数値目標ですので、プランの段階だと思っておりますけれども、私共家族が、地域で共に協働できればよい、という期待もありますので、どこの課で詳しい計画を教えていただけるのか、それも教えてください。以上です。

高橋会長

では、お願いします。

障害福祉課 加藤(和)主任主査

資料の1-4におきまして、地域生活支援拠点につきましては現在各市町村で予定している障害福祉計画の案で予定して、考えておみえになられる、11月状況での数字でございますので、これから各自治体において、各圏域において、話し合いを進められ、変更していくことは当然考えられます。今後、各自治体が計画を策定していく中で、こういった方向で進めていくことを踏まえた形でございますので、この面型とか拠点型とかいうところは、あくまで現状であり、これから話を進めていく中で、変わっていくこともございます。それぞれの市町村で現在、29年度までにどのように進めていくかを、具体的に計画に記載していく内容について検討している状況です。したがって、なんとか苦しいながらも案を出された自治体もあれば、少しずつ検討されて、名古屋市さんのように、28年度29年度でそれぞれに分けて整備をしていくという計画を考えておみえになられるところもございます。これが現在の状況でございます。

次に、どこの課に聞いたらよいかという御質問をいただきましたが、現在、障害福祉課で取りまとめておりますので、こちらの課での取りまとめになりますが、まだこれから具体的なことを考えていこうという自治体が多いものですから、今具体的なことをぜひこの市町村に聞きたいということを聞かれても、なかなか難しい状況です。これから何とか29年度に向けて頑張っていきたいという状況で、考えているところでございます。

高橋会長

よろしいですか。

徳田委員

ありがとうございます。

川崎委員

徳田委員への質問に関連したお願いですが、地域生活支援拠点について、国は、グループホームの整備が思ったように伸びないというところがあって、第4期の計画を立てるにあたって新たに地域生活支援拠点を考えてきたのであろうと私が勝手に推測しておるところですけれども、これも先程、徳田委員がおっしゃったように、私も初めてこの数字を見て、圏域に1か所では数が足りないと思います。そこで私からのお願いですが、県として各市町村に積極的に整備をするような働きかけをぜひお願いしたい、ということが私からのお願いです。

障害福祉課 加藤(和)主任主査

各圏域における障害保健福祉圏域会議ですとか、あるいは市町村をお呼びしまして、各市町村の障害福祉関係の障害福祉課課長会議等を設けたときに述べさせていただいていることとして、各自治体それぞれにおいての設置をなるべくお願いします、ということをお話しているのですけれども、やはり自治体の現在の状況ですとか、色々な点を踏まえまして、圏域でないとなかなか進められないというところもございます。

国の基本指針も各圏域あるいは市町村において一つを、ということでございますので、何とかそこに向けて取り組んでまいりたいですし、各市町村において努力しているところもおみえになりますので、何とか一緒に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

高橋会長

よろしいですか。

川崎委員

はい。

高橋会長

他に。どうぞ。

岡田委員

資料1-5の保育所等訪問支援なのですけれども、やはりまだ0のところが多くて、これは聞いたところでは、親の方が一緒の方に訪問してほしいと言って、保育所と親との、子どもがうまく療育が受けられるよう、保育を受けられるように、という風だということを少し聞いたのですけれども、これはまだまだこれからなのかなと思うのですが、進めていっていただきたいということと、0というのはなぜかなという風に思ったのが

御質問です。

高橋会長

新しい事業かと思うのですが、いかがでしょうか。

障害福祉課 加藤(和)主任主査

企画・調整グループの加藤でございます。今おっしゃられたのは資料の1-5、…

岡田委員

保育所等訪問支援のところの数字が圏域によっては0、これは実績が0ということですかね。

障害福祉課 加藤(和)主任主査

はい、左側が実績ということです。

岡田委員

が、まだまだ少ないなと思っておりまして、実態はどのようなことなのかということも分かれば教えていただきたいです。

障害福祉課 加藤(和)主任主査

保育所等訪問支援につきましては、実績が0ということからして、現在なかなか取り組みが出来ていない地域もあるということ、少しずつでも改善しようということで平成29年度の見込みを立てて、活動指標として各市町村に取り組みを働きかけているところでございます。例えば東三河北部などの本当に小さな自治体は、もうお子さんがみえないから0です、とかいったお答えをいただいたところもありまして、厳しい数字のところがございます。

保育所等訪問支援についてはこれからの課題の一つであり、数を少しずつ増やしていこうという状況ではありますが、実際には事業所が無い地域では、見込みも立てられないということで、やはり活動指標の方も0という数字のところもございます。

こちらについてはやはり、実績が0ということ踏まえまして、今後も各市町村において取り組みの必要があるものになってくる、と思います。

岡田委員

すみません、これは保護者自体もまだ知らない、新しい支援だと思うので、理解啓発を努めていっていただければニーズの方は必ず出てくるのではないかと、いう風に思いますので、よろしく願いいたします。

高橋会長

では、よろしくお願いいたします。他に、よろしいですかね。

それでは、色々御意見をありがとうございました。次に移らせていただきたいと思います。

事務局におかれましては、本日の審議会の後、来年早々にパブリックコメントを実施する予定になっております。最後に改めて、4期愛知県障害福祉計画の概要について説明をお願いしておきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

障害福祉課 加藤(雅)主幹

第4期計画の概要について御説明をさせていただきます。資料の1-2の A4版の資料でございます。この中に、愛知県として特に取り組んでいく、力を入れていくということについて御説明をさせていただきます。

まず、第3期計画で進捗が遅れているということでございますが、福祉施設の入所者の地域生活の移行、こちらが遅れておりますので、こちらを進める必要があると考えております。このため、最初1ページ目の右側に記載しておりますけれども、右側の一番上、住まいの場の確保、この中で、既存の戸建て住宅を活用する際の建築基準法の規制緩和策などにより、グループホームを整備促進いたしてまいります。

また、グループホームの開設から運営までをサポートする、支援コーディネーターを活用したグループホーム整備促進支援制度を推進してまいります。

2つ下でございますけれども、重症心身障害者の支援としまして、再編整備後の心身障害者コロニー、改築後の第二青い鳥学園、青い鳥医療福祉センター、及び障害者福祉減税基金を活用した民間法人による重症心身障害者施設、こちらを地域の拠点施設としまして、在宅支援の充実を図ってまいります。

さらに、その下でございますが、地域における理解の促進としまして、障害者アート展、こういったものを開催しまして、障害への理解の促進を進めてまいります。

下の方にまいりまして、2番の入院中の精神障害者の地域生活への移行、こちらにつきましては、主な取り組みとしまして、保健所が、医療と地域福祉との連携強化、そのためのコーディネーター機能の役割を果たしつつ、入院中の精神障害のある方が地域生活移行に取り組めるように支援してまいります。

一枚御めぐりいただきまして、2ページの方をご覧ください。3番の地域生活支援拠点等の整備でございます。こちらにつきましては、各自治体、各地域、各圏域において、少なくとも各障害保健福祉圏域に1か所整備するように働きかけてまいります。

第5章、障害児支援体制の整備、こちら右側でございますけれども、新項目になっております。まず最初に1番の児童発達支援センター、こちらを地域における中核施設として位置付けまして、障害児支援に取り組んでまいります。

その下でございます。2番の重症心身障害児者に対する支援体制の整備でございますが、第二青い鳥学園の改築に合わせまして、病床の整備や障害者福祉減税基金を活用した民間法人による重症心身障害者施設の整備によりまして、地域における拠点施設の整備を進めてまいりたいと考えております。

更にその下でございますけれども、3番、愛知県心身障害者コロニーの再編整備といたしまして、療育医療総合センター、仮称でございますけれども、こちらを中心に地域の関係機関相互の連携を進めてまいりまして、重症心身医療ネットワーク及び発達障害医療ネットワークの構築を進めてまいります。

ここで、大変申し訳ございません、資料が間違っているところがございます、療育医療総合センターの前の療育医療につきましては、療育医療療育医療と重なっておりまして、誤記でございますので削除していただきますようお願いを申し上げます。大変申し訳ございませんでした。以上につきまして、県として第4期計画において力を入れていくということで取り組んでまいりたいと考えております。

こういった点を含めまして、今回資料1-3という素案を示させていただきました。委員の皆様方から御意見と御質問をいただきまして、パブリックコメントに向けて計画策定に取り組んでまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。次に、資料の1-1でございますけれども、第3期計画との比較表でございます。これまで何度か示させていただきましたけれども、これまでは左側に第3期計画、右側に第4期計画という形で記載をさせていただきましたけれども、左右を入れ替えまして、基本的には素案の順番、ページ順で標記し直したものでございます。成果目標の考え方や数値目標につきましては前回の施策審議会までと同じ考え方でございますし、数値もそのようになっております。説明は以上でございます。

高橋会長

ありがとうございました。それでは今の御説明につきまして、御意見御質問等があればよろしくお願い致します。どうぞ。

長谷委員

資料1-2で、今御説明をいただいていないところなのですが、地域生活の相談支援体制の整備・充実という右側の白丸の5点目になりますが、そこで黒ポチの2点目で、市町村が行う相談支援においてピアカウンセリング等が円滑に実施されるよう支援していく、となっていると思うのですが、ピアカウンセリング自体が制度化されているものでもありませんので、このピアカウンセラーはどのような活用を考えてみえるのかということと、支援していくというところでは市町村においてどのような助言等をされるのかをお聞きしたいなと思います。

障害福祉課 立花課長補佐

相談員ですが、市町村の方に身体障害者相談員、あるいは知的障害者相談員の方がいらっしゃいます。その相談員は、実は県で以前は実施をしていたのですが、市町村の方に事業が移管されており、市町村の事業ということで相談員の方が活躍をされていらっしゃいます。

県としては直接的な関わりはなくなりましたが、相談員の方が活動しやすいように、年に1回身体障害者相談員・知的障害者相談員を対象とした研修会を開催しております。

障害者福祉施策は、毎年制度が改正されて、非常に複雑になっております。したがって、そういったところでの勉強会議等を開催し、相談員の方への支援、あるいは市町村の行う相談支援事業の支援を行っております。以上です。

高橋会長

よろしいですか。

長谷委員

ありがとうございます。ピアという意味は仲間という意味でもありますので、今御説明いただいたところを全否定するわけではありませんが、私共がやっているピアカウンセリングはまた少し違うカウンセリングの手法を用いております。ぜひそちらの方も、障害者同士だから話せる、制度のこととかではなく、色々な差別を受けたときや生活のスキルを上げる手法やらそういったものも行う中で、話ができるようなものを、ピ

アカウンセリングという風に私たちは用いています。従来の制度やその他における相談員という形ではないアカウンセリングもあるということをご認識いただき、そちらの方も各市町村にピアカウンセラーが入るようにしていただければと思います。

高橋会長

いかがですかね。

障害福祉課 立花課長補佐

制度ばかりではなくて、相談員としての心構え、同じ障害をお持ちである方だからこそ分かる思いとかを大事にさせていただいて、相談しやすい相談員でいただくということを前提に、相談員さんになっていただいておりますが、そこを今、長谷委員さんがおっしゃられていただいたポイントをしっかり捉えた上で、今後の研修を進めていきたいと思っております。ありがとうございました。

高橋会長

よろしいですか。他にいかがでしょうかね。どうぞ。

井上委員

今の長谷委員の質問に合わせるような形になるのですがけれども、精神のピアカウンセラーさんの配置の予定はあるのでしょうか。

障害福祉課 渡辺室長補佐

ここで書いてありますピアカウンセラーは、市町村の方が実施主体ということですので、精神障害の方を対象としたピアカウンセラーはなかなか少し難しいのかなと考えております。

精神障害者の部分につきましては、資料でいきますと108ページの広域的な支援事業の中で、「ピアサポートの活用」という形で、新たに展開していきたいと考えております。

高橋会長

素案の108ページということですね。

井上委員

ぜひ積極的な活動を期待しております。よろしく申し上げます。

高橋会長

では、よろしく申し上げます。他にいかがでしょうか。

素案も含めて皆様まだ少しおっしゃり足りないところがあれば、御意見をいただきたいと思っておりますけれども、園田委員に先程の御質問、というか御意見を改めてお伺いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

園田委員

先程の質問、参考資料の6番なのですが、障害者就業・生活支援センター、盲ろうの数、25年度の数、この数を見ますと、数が多いのですが具体的な内容を聞きたいと思います。コミュニケーション方法はどうか、例えば手話通訳一緒にやっているのか、または自分一人で、筆談でコミュニケーションをしているのか、少し分けるというのは難しいと思うのですけれども。

2つ目、相談支援の数の中で、聴覚障害者が369件と多いのですが、どんな問題があるのか、相談の内容を具体的に分けて説明ができるのかどうか。

もう一つ、資料の1-3の素案ですが、計画の基本的な考え方について御質問したいのですけれども、これを見ますと、福祉サービスを受けるための色々な事業・サービスが見えました。聞こえない人の場合、手話、実際の例をお話ししますと、例えばアパートを借りたいと思うときに、行きます、そして申し込みます、大家さんから聞こえないということで断られる、入れない、というような例もあります。なぜかと聞いたところ、聞こえないと電話が出来ない、至急連絡が出来ない、何か起こったときに困る、だからアパートに入れない、というような相談も受けたことがあります。

また、情報なのですけれども、交通手段として、例えばJRとか名鉄とか色々、その中に情報がありますよね。その情報提供はどうなっているのでしょうか。手話できる職員は当然いませんよね。例えば、文字での情報があるのか、聞こえない人は見ての情報が必要ですよ。掲示だとか。その、どういう風に教育とか指導がされているのか、またそれが含まれているのかどうか分かりませんので、ぜひそういうことも含めていただきたいと思います。

高橋会長

すみません、資料6に関する最初の方の御質問をもう一回教えていただけませんか。

園田委員

相談支援の場合、聴覚障害者の数が大変多いですよ、それを見て私は大変びっくりしました。それで、相談に行くときに手話通訳者と一緒に行って相談しているのか、それとも手話通訳は無く、自分だけが行って、筆談でコミュニケーションをとっているのか、データを知りたいです。なぜかと言いますと、筆談で全部が通じているのかという不安があります。筆談が出来ない、具体的に知りたいのだけれども情報の量が少なくて仕方なく終わってしまったという例も聞いております。どういう実態なのかを知りたいと思っています。

また、相談支援の事業の数も369という風にありますね、その内訳は何なのか、ということも知りたいです。例えば、会社に対してのコミュニケーションが通じない場合の離職なのか、人間関係がスムーズにいかなくて辞めているのだとか、どういうことなのか、どういう相談の内容なのかをぜひ知りたい。例があれば少し教えていただきたいと思います。

高橋会長

ありがとうございます。2点だったと思いますけれども。相談支援をするときに十分なコミュニケーションの支援が確保されているのだろうか、もう一つは相談支援の内容はどんなものなのだろうか。この2点について、この調査で把握してみえるのだろうかということも含めて、よろしくお願い致します。

障害福祉課 八木課長補佐

事業所地域生活支援グループの八木と申します。よろしく申し上げます。この資料でございますが、障害者就業・生活支援センター、現在は12圏域に全て1か所ずつ設けております。そのうち、平成25年度までは11センターございましたので、その11センターの方から実績を取り寄せてまとめた次第です。少し多いというようにおっしゃられているのですが、一応、圏域毎のセンターで、全体の登録者の方ですね、11センターで相談して欲しいと登録されている数は、全体では4960人お見えになります。そのうち、聴覚障害の方は41人の方が各センターに登録されています。その方々からの、41人の方からの相談件数が369件ということです。おたずねの、コミュニケーションがとられているのか、ということですが、そこまでの詳しい照会はしていないものですから、どんな意思疎通支援でやっているかということが、全て把握はしておりませんが、基本的には筆談が多いのではないかと思います。ただ、この辺はもう一度少し聞いていきたいと思っております。

次に、相談内容の内訳ですが、これもそれぞれどういう内容なのかということは、細かくは聞いておりません。今回聞いているのはどのような支援の具体例があるかということは聞いております。ですので、一応相談内容をどう類型してセンターさんに確認したら良いのかというのは、今後、園田委員とも相談しながらセンターの方に照会していきたいと思っております。

主な支援の具体的な例ということで、少し今回紹介したいと思いますけれども、例えば、視覚障害の方も聴覚障害の方も含めて、本人の出来ることや難しいことを、就職後も十分本人から聞き取って、相手方の施設や事業所、就職先の方に、こういうことは難しいですよ、ということを伝えた、と。その上で作業手順の見直しを事業者側に助言をして、施設の担当者とどうしたら良いかということをご本人も含めて話し合っ、て、難しいことを共有して、改善を図っていったとかですね。そういう形で本人の思いを企業に伝える役割ということで支援しているということについて、大半のセンターさんが取り組んでおられます。

したがって、例えばどのような形の内訳件数かと言いますと、色々相談というものは複雑に入り組んでいるものですから、生活支援のことだけかもしれませんし、カテゴリ的にどう分けたいのか、ということ、また園田委員さんにもお聞きしながら、確認等をして、センターの方に照会等をしていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

高橋会長

では、引き続いてアパート等での問題とか、JR等での問題点について申し上げます。

障害福祉課 浅野課長

障害福祉課長の浅野でございます。今、アパートでですね、耳が聞こえないということで入居を断られるということとか、鉄道の方の表示をどうするかということについても明確にということだったのですけれども、差別解消法、冒頭でも説明がありましたけれども、平成28年4月施行ということで現在、12月25日までだったと思うのですが、国が基本方針を作ることになっておりまして、パブリックコメントに付されております。ただ、その中に「具体的にこういうことが差別に当たるのだよ」とか、「こういう合理的配慮をしないよ」ということは書かれておりません。基本方針が1月くらいに閣議決定されると思うのですが、それを受けまして、各省庁が各省庁の職員向けに「こういうことは差別に当たりますよ」あるいは「こういうことが合理的配慮ですよ」というようなものを作ります。また、それと同時に各省庁が所管している事業者向け

にガイドラインを作ることになっていまして、その中で「こういうことはやってはいけない」「こういうことが合理的配慮だよ」ということが示される。これが現在の予定ですと、来年の夏ぐらいということになります。で、園田委員が言われたような内容は、国土交通省の方が示してくる内容ではないかと考えておりまして、これが来年の夏ということですので、私どものこの第4期計画にそこまで細かく書くのは不可能ということで、「差別解消法の周知について努力していきますよ」というようなことを書かせていただいておりますので、それで御理解いただきたいと思っております。以上です。

園田委員

分かりました、ありがとうございます。

高橋会長

具体的に28年度からこの計画に基づいて実施されますから、来年度に具体的に検討していきましようかね。他にありませんでしょうか。

私の方から一つだけお願いですけれども、参考資料5を見ていただくと良いのですけれども、前どなたかから御質問があったことだと思うのですけれども…同行援護ですから、渡辺委員の方から御質問があったのではないかと思います。このため、渡辺委員の方からお話しされた方が良いのかと思うのですけれども、たまたま私がこの点が気になったのですから、お話しさせていただきますけれども、出張時における同行援護の利用についてのことで、要するに経済的活動に関わる外出や通年かつ長期に関わる外出のときは対象とならない、という風なことで利用出来ないという結論になっているようですけれども、これは視覚障害の方の合理的配慮という、就労における合理的配慮という観点で支援できるのではないかと思います。ぜひ、これは国の方にご要望いただければな、と思ったりしますので、よろしくお願ひします。

他にありませんでしょうか。よろしいですかね。

色々御意見をいただきました。とても有益な御意見をいただいたと思ひます。ぜひ御意見を計画の最終案に反映していただきたいという風に思ひますし、次年度からの実施に生かしていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひを致します。

それでは、第4期愛知県障害福祉計画の素案についてですけれども、案通り進めていくこととして、皆さんよろしいでしょうか。いかがでしょうか。

(拍手)

では、皆さんの御同意をいただいたということで、ただ今までの意見を踏まえて、事務局におかれましては、良い障害福祉計画となるように、よろしくお願ひいたします。

それでは、時間も大分きておりますけれども、報告事項に移りたいと存じます。先程も申し上げましたが、報告事項は2件あります。事務局から説明をしていただいた後で、意見交換を行ってまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

では、まず報告事項の1、コロニー再編計画の進捗状況についてよろしくお願ひします。

障害福祉課 保木井室長補佐

障害施設整備室コロニー再編整備グループの保木井と申します。よろしく申し上げます。報告資料の1をご覧ください。既にコロニー再編計画の概要につきましては、以前御紹介をさせていただいておりますので、本日は主な今年度の動きというか、昨年からの動いている部分について、中心に御説明をさせていただきます。昨年からの動いた部分というところでは、一番左が心身障害者コロニーの現状で、真ん中に再編についての考え方、一番右側に再編後の姿という風には書いているのですが、その再編後の姿の一番下の、地域における施設整備の欄、ここが新たな動きの部分であります。

昨年来、障害者福祉減税基金を活用して、民間施設の整備促進というものを行ってまいりまして、県内で新たに民間施設である、社会福祉法人杏嶺会さんが一宮で、今後の見込みなのでありますが、明世会さんが豊川市で。さらに公立の施設で、愛知県三河青い鳥医療療育センター、これは仮称となっておりますが、岡崎市にあります、第二青い鳥学園を改築・再編をして整備するところが、新たに愛知県三河青い鳥医療療育センターという名称でやっていきたいという風に考えております。この部分と、それから名古屋市の重心施設で北区に新たに90床オープンするというのが一つの動きとしてあります。

さらにもう一つの動きといたしまして、もともと心身障害者コロニーの中にある入所の施設、養楽荘については廃止の方向、それからはるひ台学園につきましては、もともと児の施設でありますので、ここに入所されている方につきましては、平成29年度末までに新たな移行先を探してなくてはならないということがあります。そういったこともありまして、今年の6月に、春日井の高森台にある県有地を活用して、養楽荘それからはるひ台学園に入所されている方の新たな移行先の施設整備をさせていただく事業者の募集を致しました。その結果、本年10月にさせていただく事業者が決定いたしました。その事業者は資料の一番右下のところに、社会福祉法人養楽福祉会というところ、囲んである部分になります。平成28年10月に1期、29年4月に2期の開所で80人の定員でやっていくということになっております。入所機能の他に、就労継続支援であるとか生活介護、自立訓練、グループホーム短期入所といったような、まさに地域の支援ということもやっていただけるということで、進めていくという風になっております。

今回、はるひ台学園、養楽荘に入所されている方の移行先が確保できるという見込みになってきたということで、想定しておりましたコロニー再編計画については、概ね着実に推進ができるのかなと考えております。

また、地域に重症心身障害者を対象とする施設ができてくるということで、身近な地域で安心して生活できる体制が整備されて、地域の障害福祉サービスの更なる充実が期待されると考えております。

先程、重症心身障害者の公立施設の愛知県三河青い鳥医療療育センターと紹介させていただきましたけれども、この名称を変えるに伴いまして、コロニーにつきましても県内の支援体制を明確にするということで、仮称なのでありますが、もともとは療育医療総合センターと言っていたものを医療療育総合センターに変えていきたいと考えております。

更に、西区にあります、青い鳥医療福祉センターにつきましても、愛知県青い鳥医療療育センターという形にして、県立施設全て「医療療育センター」という形での統一をしようと考えております。

それから、記載がございませんけれども、春日台職業訓練校と春日台特別支援学校がコロニーの中にあるのですが、再編計画に書いてあります通り、連携施設ということで考えていきたいという風に考えております。コロニー再編計画については以上でございます。よろしくお願い致します。

高橋会長

それでは、ただ今の説明にありました、コロニー関連の進捗状況につきまして、御質問御意見ありますでしょうか。どうぞ。

長谷委員

愛知県重度障害者団体連絡協議会の長谷です。再編後の姿のところ、重度心身障害児者の入所施設はかなりまた増えているということなのですが、それぞれ、というのは難しいかもしれませんが、障害児と障害者の入る割合等は決められているのかということと、結論として、地域移行というところから遠ざかっていくような気がしますので、地域移行に向けての何か仕掛けをきちんと作られるのかどうか、をお聞きしたいと思います。

高橋会長

いかがでしょうか。

障害福祉課 櫻井課長補佐

施設整備グループの櫻井と申します。それぞれの施設での児者の割合に関しましては、特に今のところ各法人に割合までは決まってないのが現状です。次に、青い鳥の三河の医療療育センターに関しまして、今回90床の児者の施設を作りますが、今後、入所者調整を今後やっていくにあたりまして、児者どれくらいというのは決まっていませんけれども、ハード面では、想定として、20床分は、まず専用で児の部分を作るということは決まっておりますが、実際今後やっていくというのが現状であります。

長谷委員

ありがとうございます。

障害福祉課 櫻井課長補佐

あと、地域移行の取り組みというところになるのですが、もともと愛知県自体が人口当たりでいきますと、重症心身障害児者の病床数が1番少ないという実態があって、やはり在宅の方を支えていくための地域、身近なところでの拠点作りというのが一つ大事だろうということがございます。それで、今度新たに出来るこういった施設が資料の右側にも書いてあるのですが、短期入所であるとか日中預かりといった事業をやるということで、入所されている方が在宅に行っても、引き続き身近なところでの支援が受けられるような体制作りということを進めながら、何とかまた入所の施設から地域への流れを作っていければと考えております。以上でございます。

高橋会長

よろしいですか。

長谷委員

短期入所とか日中預かり、児童等で必要なものも重々承知していますので、そこが充実するのはある意

味良いことなのかもしれませんが、児童がそのまま者になって、そのままそこで終の棲家のような形になるというのは、本来の形ではないと私は考えています。現在の制度の状況からしても、少ないというのは、どこからも出るべき言葉だとは思いますが、ある意味誇りに思っているところだとも思っております。逆に、医療が必要な障害児者もかなり増えてきていますので、もし本当にここでおっしゃるような、地域で安心して生活が、というところを考えられるのであれば、もう少し地域の医療と連携ができて、自分の家できちんと住めるような、またはグループホームで住めるような形を本来取るべきではないかな、と思います。ここまでできてきているので、今更ながらということですが、地域移行ということはやはり外してはいけないところだと思いますので、その辺をよろしく願います。

高橋会長

いかがでしょうか。今の件についてはよろしいですか。そういうこともあって、ネットワーク作りをしっかりとさせていただきたいということだと思うのですが、そして、地域を支える施設という考え方でやってほしいということではないかな、という風にお伺いしていましたけれども、その辺は県の責任でよろしく願います。他には。では、はい。

土屋委員

土屋と申します。おそらく平成19年のコロニー再編計画から進められていることかと思っておりますので、その経緯を存じ上げないので教えていただきたいのですが、この間国の方も施策がどんどん進んでおりますし、それから障害者権利条約の批准もなされたということで、特に地域生活への移行ということを前提にして施策が進められるのだと思います。こうした全体的な状況を踏まえた上でこの計画に何か見直しをさせるような予定・見込みがあるかどうかというのを教えていただきたいというのが1点です。計画にも、こちらが盛り込まれておりましたので、3年間はこれでいくことかと思っておりますけれども、その後、先程から話が出ているような地域移行を進めるための見直しのようなものが視野にあるのかどうかというのを伺いたいです。これが1点です。

それから2点目ですが、報告資料の1の一番右側の再編後の姿というところで、医療支援のところでは病院部門と重心部門とあってそれぞれ147床と120床とありますけれども、重心部門の方が常時濃厚な医療が必要な方に対する対応ということですが、病院部門の方もおそらく医療的なケアが必要な方のための病床というのを準備するということだと思うのですが、病院に関しては勉強不足で知らないのですが、どのくらい長期入院をされている方がいらっしゃるのか、重心部門の方は入所ということだと思いますので、入所とその病院部門の区分けがどのくらいはっきりされているのかというのを伺いたいです。以上です。

高橋会長

2点上がりましたが、いかがでしょうか。

障害福祉課 保木井室長補佐

コロニー再編整備グループの保木井と申します。最初の、全体のコロニー再編の見直しということなのですが、元々再編計画は平成27年度までの計画期間になっております。従いまして、現在改築整備

を進めているところでありまして、順次27年度末までには重心病棟がまず出来、その後で、土地の形状として山の中にあり、平たいところがなかなかないものですから、こぼと学園という重症心身障害児の施設を取り壊して、その跡に今度、中央病院を建てるという結構長い年月がかかりながら再編整備を進めていくことになります。従って再編の考え方として、再編後の姿でやっていくということで、計画自体の見直しというところまでは考えておりません。

あと、医療部門のお話があったかと思いますが、病院部門はいわゆる障害児の外科的・内科的治療それから児童精神の分野を担っておりまして、平均在日数でいきますと17日に届かない、いわゆる急性期の対応の病院ということになります。重心の方につきましては御指摘の通り、長期の入院という形になっております。以上でございます。

高橋会長

よろしいですか。

土屋委員

はい、ありがとうございます。後半の方はよく分かりました。前半の方ですけれども、何度かお話が出ておりますように、27年度までは計画通りということですが、その後は是非再検討をお願いしたいと思います。以上です。

高橋会長

また時々ご報告いただくと良いかもしれませんね。コロニーの再編についてはよろしくお願いします。他にいかがでしょうか、はい。

岡田委員

愛知県自閉症協会・つぼみの会の岡田です。知的障害者の養楽福祉会さんが施設を作っていたということで、本人も家族も高齢化してきた人にはとても良いことではありますが、やはり長谷委員もおっしゃったように、地域移行ということを考えてやはりここにもグループホーム、短期入所ということが書いてあるのでこれを上手く活用して、地域に出ていける人も増えてくると良いなと思いますのでよろしく願い致します。

高橋会長

いかがでしょうか。

障害福祉課 保木井室長補佐

コロニー再編成グループの保木井と申します。養楽福祉会の公募にあたりまして、コロニーから移る方が地域移行を進めるという条件で公募をさせていただいております。従いまして、移行後にあっても引き続き地域移行生活への努力をいただくということになっております。

高橋会長

よろしいですか、はい。それではまた時々ご報告をお願いいたします。毎度のことなのですけれども、たくさんのご意見をいただけますから、大分時間が過ぎてまいりました。

最後になりました。報告事項2、既存の戸建て住宅を障害者グループホームとして活用する場合の取扱要綱を活用した最初のグループホームの設置について事務局から説明をよろしくお願い致します。

障害福祉課 八木課長補佐

事業所地域生活支援グループの八木と申します。報告資料2をご覧ください。取扱要綱を活用した初のグループホームが設置されたということで、この取扱要綱につきましては昨年度審議会の方でも報告させていただいたところがございます。これにつきましてですが、これまで障害者グループホームにおきましては一般的に建築基準法上寄宿舎の規定が適用されまして、その設置にあたりましては、より防火性に優れた間仕切壁の設置等、多額の改修費用を要するため、既存の戸建て住宅、空き家住宅等を活用することが大変難しいこととなっております。

そこで、愛知県では平成26年4月1日から建築物や消防設備の設置などハード面だけでなく、避難訓練の強化や非常時の連絡体制の整備などソフト面もセットにした全国で初めての取り組みとして、既存の戸建て住宅を障害者グループホームとして活用する場合の取扱要綱を策定いたしまして、十分な防火安全対策を講じた既存の戸建て住宅につきましては、建築基準法上の寄宿舎への用途変更の手続きを不要として、寄宿舎とした場合に求められる防火間仕切壁の設置等を不要とする取り扱いを4月1日から施行したところがございます。そうしたところ、この11月にこの緩和策を活用した初のグループホームが開設されたため、今回報告させていただくものとなります。

概要でございますが、この報告資料2の1番ですが「なかいホーム」という名称で定員4名、常滑市の方で設置されておりまして、設置事業者は社会福祉法人常滑市社会福祉協議会でございます。2ページ目をご覧くださいと思います。今回、この緩和策を活用したことにより、本来でしたら、一番下の参考をご覧くださいとよろしいですが、200万程度ですね、この緩和策を利用しない場合は、準耐火構造に間仕切壁を改修すると200万程度以上は必要となったところがございますが、この県の定めた取扱要綱により、(2)をご覧くださいればと思いますが、消火器や非常用照明装置で約20万、あと自動火災報知設備などで約50万の計70万で費用が少なく済んだ次第でございます。他にも避難訓練等を年3回以上実施するなど、十分な防火避難対策は講ずることとしている次第でございます。

今回の11月に発表させていただいた次第でございますが、他にも11月には西尾市内に定員5名のグループホームが設置されております。現在の相談状況でございますが、現時点では協議書の内容を事前協議しているものが他にも3件ございます。あと、相談中のものが11件ございまして、今後こうした既存住宅を活用したグループホームの設置が進むものと考えております。

県といたしましては、障害のある方が身近な地域で安心して暮らしていただくためには、グループホームの整備促進は大変重要であると考えておりますので、今後もグループホームの整備促進に、継続して取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。以上でございます。

高橋会長

分かりました。この件については、よく頑張られたな、と私個人にしては思っております。只今説明にあり

ました報告事項につきまして御質問や御意見等があればお伺いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。よろしいですか。

是非、新たな制度を活用して促進していくと良いと思います。

他に、せっかくの機会ですので、何かありましたら最後にお伺いしておきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですかね。何かご確認ですね。どうぞ。

井上委員

第1回のときに、少しA型事業所において利用者さんが、何かしらの事業所さんに対してトラブルと言いますか、あまり出席率が良くないと来なくていいよと言われたという例(※注1)がありまして、それについて調べてきたのですけれども、前回の議事録にもありましたけれども、特開金が絡んでいるのではないかと、ということで指摘をいただいたのですけれども、やはり僕の意見は間違っておりました。(※注2)事業所さんから積極的に毎日事業所に通ってくるようにという利用者さんからの働きかけが、まあまあ実際にはあるということなのですね。そういう利用者さんが僕のところにご相談にと言いますか、お話になられたことがありまして。制度的にA型事業所の制度というのは、出席率が良いほど事業所にお金が入るというシステムになっているので事業所さんの方から休みが取りづらくなったりとか、そういったことがあります。ということ、報告として伝えたいと思います。

(※注1)…A型事業所の利用者さんで、特開金の関係上、週20時間以上の通所を強く求められ、それが出来ないと退所を求められるという事例を当事者サークルで耳にした。

(※注2)…第1回の会議の際、20日以上勤務で助成金が出るという発言をしたが、実際には週20時間以上の勤務の際に発生する特開金の間違いであった。

高橋会長

自分が調査をされた結果について御報告された、ということでよろしいですか。

井上委員

はい。

高橋会長

ありがとうございました。他に、よろしいですかね。

それでは、まだ御意見をおっしゃりたい方もあるかと思いますが、時間にもなりましたので、本日の会議はこれで終わりとしまして、終了させていただきたいと思います。事務局におかれましては、本日出ました御意見や御質問をもとに障害者支援施策の推進を進めていただくよう、お願いを致します。どうもありがとうございました。

では、事務局の方、お願いします。

事務局

本日はお忙しい中、長時間にわたり御審議いただきましてありがとうございました。今回御審議いただい

たことも踏まえまして、1月から2月にかけて、パブリックコメントを実施させてまいりたいと予定をしております。

次回の審議会は3月に開催する予定としております。日程につきましては、改めて御連絡をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

本日は誠にありがとうございました。

以上で、平成26年度第2回愛知県障害者施策審議会を終了した。

署名人 印

署名人 印